

平成 23 年度大磯町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 23 年度大磯町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 4 0, 8 5 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 8 4 9, 0 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成 24 年 2 月 17 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		5,065,988	△81,000	4,984,988
	1. 町民税	2,524,640	△143,000	2,381,640
	2. 固定資産税	2,383,018	32,000	2,415,018
	4. 町たばこ税	114,000	30,000	144,000
14. 国庫支出金		895,019	△15,675	879,344
	1. 国庫負担金	649,850	△1,596	648,254
	2. 国庫補助金	231,123	△14,079	217,044
15. 県支出金		682,305	△22,377	659,928
	1. 県負担金	260,911	△1,170	259,741
	2. 県補助金	322,319	△21,207	301,112
20. 諸収入		171,713	2,502	174,215
	5. 雑入	123,565	2,502	126,067
21. 町債		680,000	△24,300	655,700
	1. 町債	680,000	△24,300	655,700
歳 入 合 計		9,989,863	△140,850	9,849,013

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		158,137	△1,980	156,157
	1. 議会費	158,137	△1,980	156,157
2. 総務費		1,412,259	22,423	1,434,682
	1. 総務管理費	777,420	36,946	814,366
	2. 徴税費	161,263	△2,600	158,663
	3. 戸籍住民基本台帳費	94,090	2,047	96,137
	7. 地域協働費	329,945	△13,970	315,975
3. 民生費		2,904,366	△8,902	2,895,464
	1. 社会福祉費	1,824,274	34,494	1,858,768
	2. 児童福祉費	1,079,992	△43,396	1,036,596
4. 衛生費		1,260,514	△166,519	1,093,995
	1. 保健衛生費	281,768	8,643	290,411
	2. 清掃費	978,746	△175,162	803,584
7. 商工費		110,410	△1,300	109,110
	1. 商工費	110,410	△1,300	109,110
8. 土木費		1,786,522	4,500	1,791,022
	2. 道路橋りょう費	418,169	4,500	422,669
9. 消防費		408,284	22,478	430,762
	1. 消防費	408,284	22,478	430,762

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		806,004	△6,265	799,739
	1. 教育総務費	178,611	2,412	181,023
	2. 小学校費	180,151	△6,370	173,781
	3. 中学校費	140,466	200	140,666
	4. 幼稚園費	165,589	516	166,105
	5. 社会教育費	134,670	△3,023	131,647
11. 災害復旧費		10,967	0	10,967
	2. 公共土木施設災害復旧費	3,089	0	3,089
12. 公債費		931,536	△5,285	926,251
	1. 公債費	931,536	△5,285	926,251
歳	出	合	計	
		9,989,863	△140,850	9,849,013

第2表 継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	区 分		
			総 額	年 度	年割額
10 教育費	2 小学校費	学校プール整備事業	補 正 後		
			150,150	平成23年度	46,022
				平成24年度	104,128
			補 正 前		
			159,306	平成23年度	47,275
				平成24年度	112,031

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金 額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども手当等支給事業	3,000
7 商工費	1 商工費	町営照ヶ崎プール管理運営事業	2,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線28号線歩道整備事業	7,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線16号線整備事業	4,500
9 消防費	1 消防費	消防救急無線整備事業	18,228

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防救急無線整備費負担金事業	平成23年度～平成26年度	74,170
平成24年4月1日から契約の履行を必要とする業務	平成24年度	平成24年4月1日から契約を必要とする業務にかかる金額

(変更)

(単位 千円)

事 項	区 分	期 間	限 度 額
保育園待機児童対策事業	補正後	平成23年度から平成25年度まで	151,380
	補正前	平成23年度から平成24年度まで	53,730

第5表 地方債補正

(追加)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防救急無線整備事業		17,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換することができる。
計		17,800			

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理広域化事業	補正後	45,900	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換することができる。
	補正前	88,000	同上	同上	同上
計	補正後	45,900			
	補正前	88,000			